

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」  
連絡区分 に係る連絡（平成19年7月分）について

本日、北陸電力(株)から、連絡基準に係る覚書連絡区分（保守情報として連絡することが適当なもの）に該当する事象（平成19年7月分）の連絡があった。

連絡のあった事象は、以下の1件。

7月30日、定期検査中の志賀2号機で、原子炉建屋の非常用ガス処理系の定例試験を実施したところ、処理系への入口弁が速やかに開かず、通常より遅れて開いた。

非常用ガス処理系：原子炉建屋での事故時に、建屋内に放出された気体に含まれる放射性物質を、高性能フィルターを通して除去し、排気筒へ導く設備で、2系列からなっている。

その後、当該弁の外観点検及び動作試験を繰り返し実施したが、異常が認められないため、一過性の不調と考えられるが、北陸電力は、念のため当該弁の開閉を制御する部品を交換した。今後、部品の分解点検等を行うこととしている。

なお、本事象は、安全上問題となるものではなく、外部への放射能による影響はない。

県では、立入調査により、分解点検結果等について確認を行っていくこととしている。

参考) 北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/mreport/index.html>

平成19年8月10日

原子力安全対策室

TEL 076-225-1465

県庁内線 4234